

大佐山フライトエリア規定

2006年4月1日改定

1. 大佐山フライトエリアの管理者は、(株)おおさネイチャークラブとする。
2. フライトに関する全ての責任は、パイロット自身が負うこと。
3. 原則として、以下の条件を満たす場合のみ飛行することができる。ただし、管理者が許可した場合はこの限りではない。
 - ・ 第三者賠償責任保険の加入者であること。
 - ・ パラグライダーにおいては(社)日本ハング・パラグライディング連盟が発行する「パラグライダーノービスパイロット技能証」以上の技能証を有する者、あるいはそれと同等以上の技能が有ると認められる者。
 - ・ ハンググライダーにおいては(社)日本ハング・パラグライディング連盟が発行する「ハンググライダー練習生C級技能証」以上の技能証を有する者、あるいはそれと同等以上の技能が有ると認められる者。
4. フライトに際しては、必ず入下山チェックを行うこと。
5. フライトは、管理者の許可を得て行わなければならない。
6. 適切に管理をされ、確実に使用できるレスキューパラシュートを携行すること。
7. エリアの利用に際しては、別に定めるエリア利用料を管理者へ納めること。
8. クロスカントリー飛行は、別に定める規定に基づいて行うこと。
9. タンデム飛行は、タンデム技能証を持つ者に限って認める。
10. エリア周辺の環境を清潔に保ち、ゴミ等は放置せず全て持ち帰ること。
11. テイクオフでは、指定場所以外禁煙とする。
12. エリア周辺では交通マナーを遵守し、周辺住民や第三者の迷惑にならないよう留意し、その他の行動においてもモラルと常識を十分に維持すること。
13. 次の行為を厳重に禁止する。
 - ・ 管理者不在時のフライト及び施設の使用
 - ・ 管理者の指示に従わない行為
 - ・ 管理者以外のスクール活動。但し、管理者が許可した場合を除く。
 - ・ 定められた着地場以外への着地。ただし、危険回避及び緊急の理由による場合を除く。(場外へ着陸した場合、必ず管理者に届け出ること)
 - ・ 酒気、薬物などを帯びてのフライト
 - ・ 家屋、送電線、通信施設等への不要な接近
 - ・ 許可なくクロスカントリー飛行を行うこと
14. 上記の規定を十分に理解し、遵守すること。規定違反が発覚した場合、今後一切の利用を禁ずるなど、厳しく対処する。

(株)おおさネイチャークラブ